

## 港区住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置について

### 1 経緯

高齢者、障害者、子どもを養育している人などの住宅の確保に特に配慮を要する区民（以下「住宅確保要配慮者」といいます。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、令和6年3月に改定した港区住宅基本計画（令和5年度改定版）において、新たな取組として位置付けた港区住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「協議会」といいます。）を設置します。

なお、住宅確保要配慮者居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条の規定に基づき設置するものです。

### 2 協議会について

協議会では、住宅確保要配慮者の良好な居住環境の確保を図るため、多様な主体が一体となって検討することが重要であり、行政、地域福祉団体及び不動産関係団体が連携して必要な措置について協議します。

### 3 協議会の組織について

協議会の構成員は次のとおりです。

学識経験者	小池 孝子 東京家政学院大学現代生活学部教授	
地域福祉団体	社会福祉法人港区社会福祉協議会	
不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第六ブロック	
	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部港支部	
区	芝浦港南地区総合支所	区民課長
	保健福祉支援部	保健福祉課長
		高齢者支援課長
		障害者福祉課長
		生活福祉調整課長
	子ども家庭支援部	子ども家庭支援センター所長
街づくり支援部	住宅課長	

※協議の状況により、必要に応じて委員を追加します。

### 4 協議会の開催について

令和6年11月18日（月）に第1回の協議会を開催します。今後は、協議会での議論を踏まえ、適宜開催してまいります。